

2 5 請 願 第 1 号	理容所、美容所の衛生水準向上のための条例策定に関する請願
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 5 年 2 月 1 8 日受理、平成 2 5 年 2 月 2 5 日付託
請 願 者	新宿区中落合————— ————— 代表（会長） —————
紹 介 議 員	ひやま 真 一 ・ 有馬 としろう ・ 近 藤 なつ子 志 田 雄一郎 ・ 根 本 二 郎 ・ かわの 達 男 な す 雅 之

（ 要 旨 ）

新宿区理容師法施行条例及び新宿区美容師法施行条例（以下「各条例」という。）に定められている理容所及び美容所の講ずべき措置について、衛生水準の向上及び確保を目的として、新たに「上水道及び下水道の設置義務」を明文化する旨、各条例を改正していただくようお願いします。

（ 理 由 ）

理容所及び美容所を衛生的に管理し、お客様の安心・安全を得るためには、器具や手指の洗浄・消毒は理容師法及び美容師法で定める衛生上欠かせない措置である。

そのため清浄かつ十分な量の水が供給され、かつ、排水が適切に処理されることが必要であるが、現行の各条例の規定では、例えば簡易なタンク等を設置した場合、十分な洗浄・消毒を行うことが出来ず、衛生上問題が生じる可能性があることから、理容所及び美容所の事業者に対して拘束力のある条例をもって、上記の措置を義務付ける必要があるため。